

第1回（平成28年1月26日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員の計5名が御出席です。

また、事務局からは、其田事務局長、山本参事官、総務課長の松元が出席しております。

次に、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

資料が1から6までの計6点ございます。

資料の不足などがございましたら、お申し付けください。

それでは、以後の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第1回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日は、委員長及び委員4名の計5名が出席しており、個人情報保護法第59条第2項に定める会議の定足数を満たしていることを御報告いたします。

なお、次回以降の委員会におきましては、定足数の確認は省略させていただきます。

個人情報保護委員会としての第1回の会議ですので、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

この度、改正個人情報保護法に基づきまして、個人情報保護委員会が設置されまして、その委員長となりました堀部です。よろしくをお願いいたします。

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日、これまでの特定個人情報保護委員会を改組して設けられた、日本初の個人情報保護行政全般を担う高い独立性のある監視・監督機関となります。

私は、これまでの2年間、特定個人情報保護委員会の委員長として、特定個人情報の保護を図るため、各種委員会規則及びガイドラインの策定や、これらの積極的な周知活動等について、委員及び事務局の皆様とともに取り組み、着実な実績を積むことができたと考えております。

個人情報保護委員会では、引き続き特定個人情報の保護に取り組むとともに、個人情報保護法に基づきまして、個人情報の適切かつ効果的な活用が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ってまいります。

個人情報の保護の国際的な動向といたしましては、独立性のある監視・監督機関を設けるということが大きな潮流となっておりまして、ようやく個人情報保護に関する国際会議に正式メンバーとして参加する道筋が見えてまいりました。このような観点からも個人情報保護委員会の発足は大変重要な意味を持っておりまして、今後、プライバシー外交という言葉は私使っておりますが、プライバシー外交にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

マイナンバー利用の本格化に対応した監視・監督業務、改正個人情報保護法の今後の施行に向けた諸準備など、取り組むべき課題は多々ありますが、今後とも委員及び事務局職

員の皆様とともに強い使命感を持って取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御協力をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に議事に入らせていただきますが、議事次第にありますように、本日の議題は4つです。

第1が「議事運営規程の制定について」です。松元総務課長から説明をお願いいたします。

○松元総務課長 資料1をご覧ください。「個人情報保護委員会議事運営規程」案でございます。

こちらにつきましては、改組前においても特定個人情報保護委員会議事運営規程を定めていただいておりますけれども、今回、個人情報保護委員会の会議になり、根拠法につきましても、従来の番号法から個人情報保護法に変更になっておりますので、こうした点について変更し、本年1月1日から適用としたいということでございます。

その他、文書審査により多少の変更がありますが、それ以外は変更がございません。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○堀部委員長 特に御意見がないようですので、原案どおり決定いたします。

次に、議題2「委員長代理の決定について」、松元総務課長から説明をお願いいたします。

○松元総務課長 資料2をご覧ください。「委員長代理の決定について」案です。

個人情報保護法第58条第2項の規定に基づきまして、委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に、委員長の代理となる者を定めておかなければならないとされております。つきましては、委員長代理の決定についてお諮りするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、委員長代理について御意見がありましたらお願いいたします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 委員長代理の選任につきましては、これまでの御経験や実績等も勘案して、阿部孝夫委員に是非お願いしたいと私は考えます。

○堀部委員長 嶋田委員から、阿部孝夫委員が適任との御意見がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 異議なしということで、全会一致ですので、委員長代理につきましては、阿部孝夫委員に決定いたします。

ここで、阿部委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○阿部委員 皆様方の御指名でございますので、委員長代理としての職責を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

では、次に、議題3「告示の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

今回、告示3本を定めたいと思っておりますので、御審議をお願いしたいと思います。

告示につきましては、昨年12月の特定個人情報保護委員会において、特定個人情報保護評価指針やガイドラインの改正を議論していただきましたが、今回は、個人情報保護委員会が発足した後に定めるものとしていたものです。順に1枚目から説明します。

1枚目は、公文書等の管理に関する法律施行令第13条の規定に基づき定める告示になります。この告示は、行政文書ファイル管理簿というものを行政機関は作成することになっておりまして、その管理簿の閲覧に供する事務所の場所を官報で告示しなければならないとなっておりますので、その旨を定めるものになります。

ご覧いただきましたように、今はこの場所、東京都港区赤坂1丁目9番13号三会堂ビル8階の事務局総務課内で、閲覧に供する事務所を定めるとするものです。

なお、御案内のとおり、3月下旬にこの委員会は移転する予定になっております。移転先は、千代田区霞が関3-2-1の霞が関コモンゲート西館32階の予定でして、移転後は改めて告示する必要がありますが、その際の告示は事務局に一任いただき定めさせていただきますと思っております。

2枚目、2本目の告示です。行政機関の長である委員長が情報公開法に基づく権限を行使することになっておりますが、同法に基づきその権限を事務局長に委任することができますので、その委任をしていただくものです。これも特定個人情報保護委員会においても存在した告示になります。

個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第2章に定める権限又は事務については、事務局長に委任することとさせていただきますと思っております。

委任の効力の発生する日は、官報に載った日と考えておりまして、今のところ、2月5日頃の予定ですので、同日に委任の効力を発生させたいと考えております。

3枚目の告示は、個人情報保護法に基づく委員長の権限を委任するもので、先ほどの情報公開法とほぼ同じ法的構成のものであります。

内容は同じですので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 以前に制定したものを修正するという事です。それでは、御意見があり

ませんので、それぞれ原案のとおり決定いたします。

なお、庁舎移転後の告示の制定につきましては、事務局に一任することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

では、議題4「その他」です。

委員会決定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

委員会決定として、本日、政策評価関係で2つ、その他で2つを御決定いただきたいと考えております。

資料に沿って説明しますと、1ページから始まります「個人情報保護委員会政策評価基本計画」、こちらは、平成26年3月18日に定めた計画を改定するという形で定めたいと思っております。改定の決定を頂きたいと思っております。

改正の内容は、個人情報保護委員会に名称を改めるという部分はもちろんなのですが、3ページをご覧くださいますと、「第5 事前評価の実施に関する事項」というところの、特に(3)ですけれども、「規制影響分析(RIA)」というところが入っております。特定個人情報保護委員会では、政令などを所管しておりませんでしたので、この関係の事務は対象外ということでこの記載はありませんでしたけれども、個人情報保護委員会になりましたので、個人情報保護法関係の法律と政令を所管することになりましたので、これを入れたいという改正です。

そして5ページの政策評価実施計画は、単年度の計画ですけれども、こちらの計画の改定もお願いしたいと思っております。

内容の変更は、第2の(1)の表の④の「個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進」というものが、法改正により個人情報保護委員会の所掌事務になりましたので、加えております。

なお、その上の③も、改定前は「特定個人情報の保護に関する」でしたけれども、今の所掌事務に合わせまして、「個人情報の保護に関する」としております。

6ページ以降のその他の2本ですけれども、海外渡航承認取扱要領と、倫理法関係の贈与等報告書の閲覧手続ですが、これらは基本的には特定個人情報保護委員会時代に作ったものと同文ということで、個人情報保護委員会として改めて決定いただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

これらの規程も特別個人情報保護委員会から引き継いでいるものです。それでは、御意見ございませんので、それぞれ原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

次に、労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務全項目評価書の修正につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 厚生労働大臣が実施しました「労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務全項目評価書」につきましては、昨年末に修正されて公表されたということで、その内容を御報告させていただきます。

この労災の評価書につきましては、平成27年4月17日に委員会の承認を得て公表がされておりましたが、その後、平成27年12月24日に評価書を修正しまして、公表がされております。

修正された内容ですが、1つ目が、インターネット関係の記載の追加でございまして、「労災行政情報管理システムでは、個人情報端末を通じてインターネットに流通することのないようシステム面の措置を講じている」という記載が追加されています。この記載が、システムの機能ですとか、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置、あるいは保管・消去における技術的な対策の欄に追加されております。

2つ目でございますが、ダウンロードに関する記載でございます。「労災行政情報管理システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能（外部媒体へのダウンロードを含む。）は設けない」という記載が追加されております。こちらにつきましては、事業者が事務外で使用するリスクに対する措置、あるいは特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置、技術的対策に記載が追加されております。

こちらの2点につきましては、リスクを明らかに軽減するための変更であるため、重要な変更にあたらないとされております。このため厚生労働省におきましては、評価の再実施はなく、評価書を修正して公表するという対応をとったものでございます。

3点目は形式的なところなのですが、過去3年以内の評価実施機関における個人情報に関する重大事故を記載する欄がございます。こちらの事故の発生状況等について、直近の状況に修正がされているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 最初の変更のところで、「インターネットに流通することのないようシステム面の措置を講じている」という記述をしたということでしたが、これは具体的にはどういう措置かというのを書き加えてはあるのですか。

○事務局 評価書上はこの記載のみでございます。

○其田事務局長 システム面の措置の具体的な手法を書かないというのは、厚生労働省として、詳細を記載することは却ってセキュリティ上よくないということで、抽象的に書きたいという方針で、大体どこの評価書もこのような書き方になっております。

○嶋田委員 あえてこれを加えたことによって、よりそこに注力して管理しているよとい

うことを示すわけですね。

○其田事務局長 そうですね。「措置」という言葉で表現しております。

○嶋田委員 分かりました。ありがとうございます。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

次に、職業安定行政業務に関する事務全項目評価書の公表につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 厚生労働省が作成しました職業安定行政業務に関する事務全項目評価書につきましては、昨年12月18日に開催されました第67回特定個人情報保護委員会におきまして承認いただき、あわせて全項目評価書の「VI 評価実施手続」の4. 「②特定個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項も決定いただきました。

その後12月24日に、厚生労働省より、当該欄への記載事項を記載した評価書の提出があり、事務局にて確認しましたところ、委員会において決定いただいた内容が適切に反映されておりました。

また、職業安定行政業務に関する事務全項目評価書は、12月25日付けで当委員会のマイナンバー保護評価WEB及び評価実施機関のホームページに掲載されました。

この公表をもちまして、職業安定行政業務に関する事務につきましては、全項目評価書に必要な全ての手続を終了したことになりましたので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

よろしいでしょうか。

次に、マイナンバー苦情あっせん相談窓口の状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料5をご覧くださいと思います。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口につきましては、昨年10月5日に運用を開始いたしまして、それ以降、12月末までの相談受付件数につきましてまとめております。

全体としましては、558件の相談を受付しております。そのうち「苦情」につきましては14件。1番多くあるのが「相談」で483件ということになっております。

個別の事例をご紹介しますと、源泉徴収票作成事務のためということで、扶養親族でない家族の方の番号を取得しようとしていたという事例や、マイナンバーの収集に当たって、通知カードの原本を提出するようと言われた事例、マイナンバーを提出しなければ源泉徴収事務を行わないと言った事業者に対する相談の事例、クラウドサービスを利用している事業者に対する不信感を抱いた相談者からの事例がございました。

なお、今後も四半期ごとということ、3カ月が経過した後の直近の委員会において、当窓口の受付状況について御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

このような苦情あっせん相談窓口を設けたことによりまして、どのようなことに国民の皆さんの関心があるかというところも少し見えてくるようにも思います。

これは10月～12月の間ですが、今後いろいろな苦情・相談が寄せられると思いますので、それをまた分析していただいて、報告をお願いしたいと思います。

○加藤委員 1月になりましたが、今、増えているのですか。

○事務局 そうですね。10-12月期よりは若干ふえているような印象を受けております。

○阿部委員 他の機関を紹介した方がいいような内容のものも来ているのですか。

○事務局 そうですね。法律の解釈であるとか、制度の枠組みに関する問合せについては総合フリーダイヤルを紹介して、そちらで対応していただくということにしております。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。

では、次に、渡航承認につきまして、栗原企画官からお願いいたします。

○栗原企画官 委員の海外渡航の承認についてお諮りしたいと思います。

まず、嶋田委員におかれましては、2月18日から2月21日までの4日間、台湾へ海外渡航をされます。手塚委員におかれましては、2月10日から2月14日までの5日間、インドネシアへ海外渡航されます。それから、加藤委員におかれましては、2月23日から2月26日までの4日間、中国へ、3月7日から3月11日までの5日間、ベトナムへ、それぞれ海外渡航をされます。「国の用務以外の目的で渡航する場合における海外渡航承認取扱要領」に基づきまして、委員会としての承認を頂きたいと思っております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、承認いたします。

最後に、議事概要につきまして、栗原企画官から説明をお願いいたします。

○栗原企画官 資料6をご覧ください。

昨年11月17日に開催されました、第64回特定個人情報保護委員会の議事概要の案でございます。内容を御確認いただきまして御了承いただきましたらホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

議事概要については、既に委員各位にチェックしていただいたところでありますので、ホームページに掲載することといたします。

本日の議題は以上です。

本日の資料の取扱いにつきまして、資料3の告示については、官報掲載と同時に公表することとしまして、その他の資料につきましては、速やかに委員会のホームページで公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、これにて閉会といたします。

今後の予定につきまして、松元総務課長からお願いいたします。

○松元総務課長 次回の日程につきましては、調整をさせていただき、決まり次第御連絡をさせていただきます。

本日の資料につきましては、ただいまの御指示のとおり取り扱わせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。